

団体扱自動車保険のご案内

2025年1月1日保険始期より下記団体扱自動車保険割引率が適用されます。
団体扱制度をご利用いただくと保険料が割安になりますので、この機会に是非ともご契約
くださいますようお願いいたします。

団体扱契約は
一般契約に比べて

約**23%**割安!!^{*1}

*1 静岡市役所の団体扱割引19%は、保険期間の始期日が2025年1月1日から2025年12月31日までの契約に適用されます。割引率は、団体の損害率等により毎年見直されます。団体扱一時払は一般契約に比べて5%割安です。団体扱分割払は一般契約と異なり分割割増がかからないので約5%割安となります。

※上記割引率は、次のとおり、団体扱割引等を連算して算出しております。

一時払の場合：1 - {(1 - 団体扱割引・19%) × (1 - 団体扱一時払割引分・5%)}

分割払の場合：1 - {(1 - 団体扱割引・19%) ÷ (1 + 一般契約分割割増分・5%)}

記名被保険者や車両所有者が、
ご契約者の同居の親族等の場合
でもご契約いただけます。

ご契約者または
ご契約者の
配偶者

ご契約者または
その配偶者の
同居の親族

ご契約者または
その配偶者の
別居の扶養親族



現在のノンフリート等級も継承されます。

他の保険会社、J A共済、全労済等を含みます。ただし、一部の共済を除きます。



ご注意

- ご契約者は静岡市役所に勤務し、静岡市から毎月給与の支払いを受けている方・在籍出向者・職域労働組合または職域共済組織の事業に従事している方かつ互助会会員、退職派遣者および退職者に限りませんが、記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者は、ご契約者、ご契約者の配偶者(内縁を含みます。)、ご契約者またはその配偶者の同居の親族、ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの場合にご契約いただけます。
- 団体扱制度は退職後も引き続き適用できます。詳細な手続きはお問い合わせ下さい。
- 残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、団体扱特約が失効し、残りの保険料を一括してお支払いいただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。

このチラシは自動車保険(団体扱)の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また詳しい補償内容については各社の「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて代理店にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

| お問い合わせ先 | 【代理店】 | 【引受保険会社】 |
|---------|-------|----------------------------------|
| | | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| | | 静岡中部支社 TEL : 054-254-0281 |
| | | 静岡自動車営業部営業第一課 TEL : 054-254-0282 |
| | | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 |
| | | 静岡第一支社 TEL : 050-3460-0911 |
| | | 損害保険ジャパン株式会社 |
| | | 静岡法人営業部静岡法人支社 TEL : 054-254-2411 |
| | | 三井住友海上火災保険株式会社 |
| | | 静岡支店・静岡法人営業課 TEL : 054-273-5135 |
| | | 共栄火災海上保険株式会社 |
| | | 静岡支社 TEL : 054-253-5145 |
| | | 日新火災海上保険株式会社 |
| | | 静岡サービス支店 TEL : 054-254-8861 |